

# 労務 ROAD

## 産業保健と産業医について

労働者が50人以上の規模の事業所は産業医を選任する必要があります。産業医とは、労働者の健康管理等について指導・助言を行う医師です。

今回はその産業医と働き方改革関連法についてご紹介させていただきます。

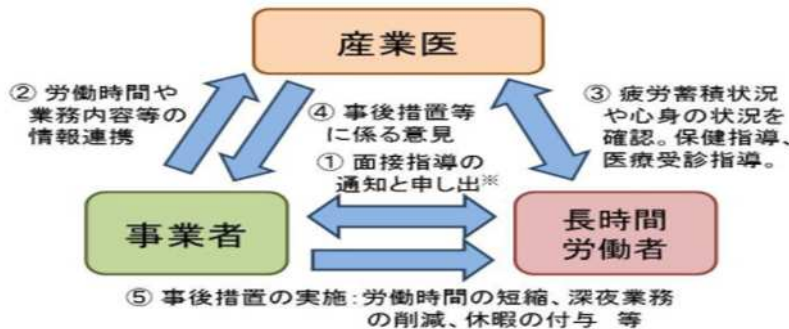
産業医の職務 (医学に関する専門的知識を必要とするもの)	産業医の権能
・健康診断・その結果に基づく措置	・事業者等への勧告
・長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置	・衛生委員会における労働者の健康障害防止対策等の調査審議
・ストレスチェック、高ストレス者への面接指導・その結果に基づく措置	・衛生管理者への指導・助言 など

また、事業主は時間外・休日労働時間がひと月当たり80時間を超えた労働者の氏名や超えた時間に関する情報を労働時間算定後2週間以内に産業医に対して報告する必要があります。

産業医の権能のうち「事業者等への勧告」を受けた場合は勧告の内容・勧告を踏まえて講じた措置の内容を衛生委員会に報告し、3年間保存しなければなりません。

産業医は「独立かつ中立の立場」で企業側・労働者側のどちらでもない立場に立つことが求められています。この立場を守るために産業医の辞任や解任の際には衛生委員会等への報告が義務付けられています。

その他にも産業医の業務の具体的な内容や、産業医への相談方法を労働者に周知させる必要があります。



【厚生労働省、労働新聞社より】

## 雇用調整助成金等の特例措置延長について

従来は2020年12月末が対象期間だった給付金について2021年2月末まで延長されることが決定されました。現在延長が決定・予定されている施策は以下の通りです。

- 雇用調整助成金の特例措置
- 緊急雇用安定助成金
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- 小学校休業等対応助成金 (延長予定)

### <参考>雇用調整助成金の特例措置

事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。特例措置により上限額及び助成率の引き上げを行っており、一人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。

VOL.725  
(2012-1)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 船場ISビル5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
H P: <https://k-s-j.net/>  
編集担当：君野・木下・黒瀬

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

ここ数年、汁なし担々麵にずっとハマっているのですが、先日行ったことのないお店を訪れた際、ジャスミンライスなるものがあり、先入観であまり得意ではないなと思っていましたが、試しに頼んでみたところ、予想を超えて絶妙にマッチしてました(^^) 食のハーモニーって大事！と改めて学んだ(高尾)でした！(高尾)

12月 労務スケジュール

・賞与支払届の提出(賞与支払日から5日以内)